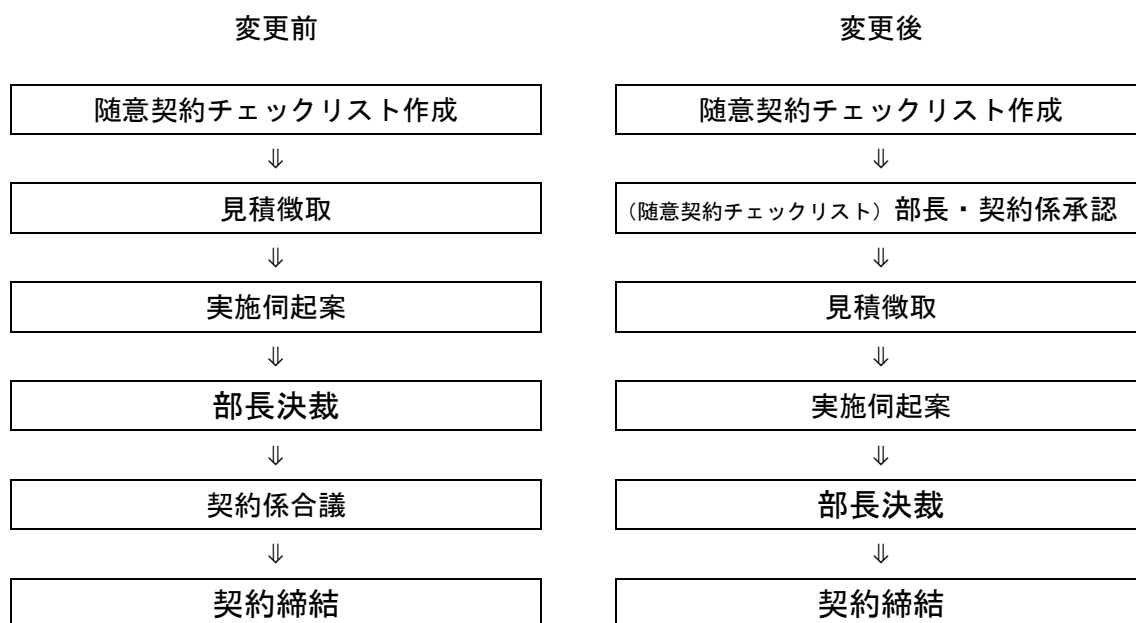


我孫子市職務権限規程の一部改正について（改正後の事務手続き）

随意契約における部長決裁案件について、これまでの契約係合議を省略し、担当課が所属する部内で契約締結をすることにより、契約手続きの迅速化及び合理化を図ります。



参考：他市の専決区分の状況

他市における契約関係事務の専決区分については、我孫子市のような合議の基準がありません。契約に関しては、契約担当部長が決裁するか、発注主管部長が決裁するかのいずれかになります。